

2025年度 医療貸付事業 融資のごあんない



地域における民間の医療施設の
基盤整備を支援します！

独立行政法人 **福祉医療機構**

<https://www.wam.go.jp/hp>



病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」でご融資いたします。

また、地域包括ケアシステムの推進、地域医療構想に基づく医療機能分化・連携を進めるための施設整備や地震防災対策としての耐震化整備などへの対応、金融環境の変化や制度改正による一時的な特殊要因に対応するための運転資金など、様々なニーズに対応する融資メニューを提供し、地域における民間の医療施設の基盤整備を支援いたします。

《医療施設を取り巻く環境》



地域における民間の医療施設の基盤整備を支援します！

特徴
①

「長期・固定・低利」の
資金を安定的に供給

特徴
②

豊富な融資実績に基づき
専門的な相談を実施

特徴
③

国の政策に応じた
優遇融資のメニューを提供

特徴
④

融資実行後における
きめ細やかなフォローアップ

概要

- 名 称 独立行政法人福祉医療機構（英語表記：WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY）
- 所 在 地 （本 部）東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル9階）
（大阪支店）大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトゥビル3階）
- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）
- 主管省庁 厚生労働省 こども家庭庁

沿革



融資の対象となる施設等	融資を受けられる方
病 院 診療所 一般診療所 （健診センター、指定通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む） 歯科診療所 共同利用施設 ・医師会が開設する臨床検査センター	病院又は診療所を開設する 個人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人、日本赤十字社、学校法人（医・歯学部を置く大学を設置する学校法人）、 厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからオの者
介護老人保健施設 介護医療院	介護老人保健施設又は介護医療院を開設する 個人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人、日本赤十字社、学校法人（医・歯学部を置く大学を設置する学校法人）、 厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからエの者
医療従事者養成施設 助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・歯科衛生士	左記の医療従事者養成施設を開設する 医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る）、 日本赤十字社（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る）、 学校法人（医・歯学部を置く大学を設置する学校法人）、 厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからエの者（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る）
助産所 （児童福祉法に規定する助産施設を除く）	助産所を開設する 個人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く）、 労働者協同組合
指定訪問看護事業	指定訪問看護事業を実施する 医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、 医師又は看護師等を会員として設立した一般社団法人、厚生労働大臣が定めた営利を目的としない法人、 厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからエ及びカの者

* 一般社団法人及び一般財団法人には、公益社団法人及び公益財団法人を含みます。

※1 厚生労働大臣が定める者

ア：健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

イ：農業協同組合又は農業協同組合連合会（※2）（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。ただし、指定訪問看護事業の場合は、建築資金を含む。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

ウ：宗教法人

エ：労働者協同組合

オ：厚生年金保険の適用事業所の事業主

カ：公益社団法人日本海員救済会及び一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団

※2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会を含みます。

1

医療貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

直接貸付・
代理貸付の
範囲

4

融資の流れ

5

融資限度額の
計算方法

6

共通の
融資条件

7

病院の
融資条件

8

介護老人
保健施設の
融資条件

9

介護医療院の
融資条件

10

診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11

その他施設の
融資条件

12

融資条件の
優遇措置

13

協調融資
制度

14

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15

代理貸付の
受託金融機関
一覧

16

団体信用生命
保険特約制度

融 資 対 象 施 設				直接貸付	代理貸付
病 院	1. 特定病院（※1）			○	
	2. 特殊診療機能を有する病院（新設又は増床事業に対する特例融資）（※2）				
	3. 法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院				
	4. 医師会が開設する病院				
	5. 医療施設近代化施設整備事業を行う病院				
	6. 次の都府県で開設する病院 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県	建築資金の 借入申込金額 （※3）	3.5億円超 3.5億円以下		○
	7. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する病院（※6）			○	
	8. 上記1～7以外の病院				○
介護老人保健施設	9. 全ての介護老人保健施設			○	
介護医療院	10. 全ての介護医療院			○	
診 療 所	11. 医師会が開設する共同利用施設			○	
	12. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する診療所（※6）				
	13. 上記11～12以外の診療所				○
医療従事者 養 成 施 設	14. 医師会が開設する養成施設又は単独の養成施設			○	
	15. 直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設				
	16. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する養成施設（※6）				
	17. 上記14～16以外の養成施設				○
指 定 訪 問 看 護 事 業	18. 医師会・看護協会が実施する訪問看護事業			○	
	19. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が実施する訪問看護事業（※6）				
	20. 上記18～19以外の訪問看護事業				○
助 産 所	21. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する助産所（※6）			○	○
	22. 上記21以外の助産所				
23. 償還期間の延長に係る優遇融資				○	
24. 病院・介護医療院の耐震化整備事業に係る優遇融資				○	
25. 地域医療構想対象事業に係る優遇融資				○	
26. GX実現に資する整備事業に係る優遇融資（※4）				○	○
27. 精神科病院の整備事業に係る優遇融資				○	
28. 感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資（※4）				○	○
29. 介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資				○	
30. 複数医療機関の再編等に係る優遇融資				○	
31. 老朽施設の改築整備に係る優遇融資				○	
32. まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る優遇融資				○	
33. 医師少数区域等における病院・診療所に係る優遇融資（※4）				○	○
34. 医療施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資				○	
35. 国家戦略特別区域計画に基づく施設整備事業に係る優遇融資				○	
36. 介護老人保健施設・介護医療院の定期借地権を設定する場合の一時金に係る優遇融資				○	
37. 介護老人保健施設の都市部における借地を利用した施設整備に係る優遇融資				○	
38. 病院の高額医療機器に係る機械購入資金				○	
39. 複数医療機関の再編等支援資金				○	
40. 地域医療構想支援資金				○	
41. 病院等に係る経営安定化資金				○	
42. 働き方改革支援資金				○	
43. 持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金				○	
44. 医療施設等の防災・減災等に係る優遇融資				○	
45. 災害復旧資金に係る優遇融資（※5）				○	
46. 感染症等対応資金				○	

※1 P10を参照してください。

※2 医療法施行規則第30条の32の2及び第30条の33に規定する病床を含む病院として都道府県が認める新設又は増床事業をいいます。

※3 建築資金の借入申込金額には、既往貸付残高を含みます。

※4 病院については上記1～8、診療所については11～13に準じます。

※5 通常の災害復旧資金については、代理貸付でのお取扱いが可能となる場合もありますので、お問い合わせください。

※6 新型コロナウイルス対応支援資金等の一部の資金の利用実績は、「過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方」には該当しません。



貸付内定前に、今次計画に係る工事請負（売買）契約又は工事着工を行った場合は、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

当機構がお客さまに提供するサービスの透明性を高めるため、また、質の高い医療・介護サービスの提供を支援するために、融資相談から事業完成報告までについて、当機構において定めた「融資のポイント」に基づいて、手続きを進めさせていただきます。



なお、「融資のポイント」は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）に掲載しています。⇒

直接貸付のお客さま

融資相談

- 借入をご検討されている場合、まずは、お気軽に次の融資の相談窓口までお電話ください。

施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま	施設の開設地が沖縄県のお客さま
福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 TEL (03) 3438-9937	大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL (06) 6252-0219	沖縄振興開発金融公庫 TEL (098) 941-1765

※ 東日本・西日本の範囲については、裏表紙「取扱いの地域について」をご覧ください。

- 次の書類をご準備いただきますと、より具体的な内容のご相談にも対応できます。

- ①法人の沿革 ②計画趣意書 ③計画図面（配置図・平面図） ④収支計画・償還計画
- ⑤直近2か年分の決算書・確定申告書一式（附属明細を含む。）・施設別損益計算書
- ⑥既存病院の整備事業の場合は、医療監視の際に都道府県（保健所）に提出した「第1表施設表」など

- 計画初期の段階（目安として基本設計着手前の構想段階）からお早めにご相談ください。

※ 融資相談には時間を要することがあります。また、事業計画内容の見直しをお願いすることがあります。

借入申込

- 事業計画や資金計画、収支返済計画等の妥当性を確認させていただいた後、借入申込書を送付いたします。

※ 借入申込書類に、都道府県知事等の証明書（病院・有床診療所）または意見書（介護老人保健施設・介護医療院）が必要となります。

受審

- ご提出いただいた書類を基にご融資の可否を決定いたします。決定後、「貸付内定通知書」をご郵送いたします。

- 借入申込書が機構に到着してから貸付内定まで概ね2か月程度の期間をいただいています。

※ 貸付内定の取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

貸付契約 資金交付

- 貸付契約の締結、抵当権の設定手続きを終えた後、お客さまとご相談のうえ、送金いたします。

※ 抵当権の設定手続きや融資条件の確認の内容などにより、ご希望の時期に資金を交付できない場合があります。

事業完成 報告

- 事業が完成しましたら、速やかに（概ね3か月以内）「事業完成報告書」を提出していただきます。

代理貸付のお客さま

● 代理貸付

代理貸付の対象となる融資のお手続きにつきましては、当機構の代理店（受託金融機関（P25参照））が窓口となります。

- 直接貸付とは融資の対象（P2参照）及び貸付条件（償還方法（P7参照））が異なりますので、ご注意ください。
- 代理貸付の場合は受託金融機関を介して手続きを行うため、融資審査等にお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 福祉関連施設に対する融資（福祉貸付）

福祉関連施設に対する融資については、別途「2025年度 福祉貸付事業 融資のご案内」をご用意しています。

顧客情報の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1 ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 （特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 （団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・使途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

経営サポート事業のご案内

社会福祉施設や医療関係施設は私たちが安心して健康に暮らすために必要な基盤です。当機構ではご融資を通じて得られた豊富なデータや国の政策と密接に連携している強みを生かし、社会福祉法人制度の改革や地域の医療提供体制の再編を見据えながら、法人や施設の経営基盤の強化を支援するための多様なメニューをご用意しています。詳細については当機構ホームページをご覧ください。

WAM NETのご案内

WAM NET は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取組状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

WAM NET の特徴

WAM NET では、インターネットを通じて、幅広い皆さま方に対して、福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供しています。

特徴①

福祉医療に関する
制度・施策の最新情報を提供

特徴②

福祉医療に関する
先駆的・独創的な取組を紹介

● 新築資金・増改築資金の融資額の算定方法

融資限度額については、次の（１）及び（２）で算出した額のうち、いずれか低い額になります。
但し、償還財源（収支差額）の見込みによっては、この融資限度額でのご融資ができない場合があります。

$$(1) \quad \boxed{\begin{array}{c} \text{所要額} \\ \text{(建築工事費と設計監理費)} \end{array}} \times \boxed{\text{融資率}}$$

$$(2) \quad \text{担保評価額} \times 80\%$$

- ・ 所要額は建築工事費と設計監理費（全て税込）になります。
- ・ 所要額には、造成工事費等を含めません。
- ・ 補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ・ 融資限度額及び融資率は、融資対象施設や条件によって異なります。

◎ 融資額の計算例

区 分	〇〇病院の新築工事
建築工事費	① 956,000千円
対象外建築工事費	11,500千円
設計監理費	② 44,000千円
合計	1,011,500千円

(所要額 = ① + ②)
 1,000,000千円 × 融資率70%
 (融資額)
 = 700,000千円

【新築資金と増改築資金の区分】

当機構でいう「新築資金」は医療施設等を新たに開設するにあたって建物の設置、整備に必要な資金であり、「増改築資金」は現に開設している医療施設等を建替え（取り壊し新築）たり、増改築したりする場合の建物の設置整備に必要な資金をいいます。

したがって、新たに病院や診療所等を開設するための建物の「購入」又は「賃借」に要する資金も「新築資金」として取扱います。

【移転開設事業と資金の区分】

二次医療圏等の単位を離れて移転開設する場合は「新築資金」とし、同一単位地域内で移転開設する場合は、同一敷地内での建替（取り壊し新築）計画と同様、「増改築資金」として取扱います。

● 土地取得資金の融資額の算定方法

融資限度額については、次の（１）及び（２）で算出した額のうち、いずれか低い額になります。
但し、償還財源（収支差額）の見込みによっては、この融資限度額でのご融資ができない場合があります。

$$(1) \quad \boxed{\begin{array}{c} \text{所要額} \\ \text{(土地の取得費と整備費)} \end{array}} \times \boxed{\text{融資率}}$$

$$(2) \quad \text{担保評価額} \times 80\%$$

- ・ 所要額は土地の取得費と整備費となります。
- ・ 融資対象は、新築資金、甲種増改築資金(増床又は移転事業)、社会医療法人の乙種増改築資金(移転事業)に伴う場合です。
- ・ 当該土地が取得済みのものであっても、借入申込年度の前年度4月1日以降に取得（所有権移転登記年月日）したものであれば融資の対象となります。なお、土地取得資金のみの融資は行いません。
- ・ 補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ・ 融資限度額及び融資率は、貸付対象施設や条件によって異なります。なお、建築資金の融資率が適用になります。

◎ 融資額の計算例

区 分	〇〇病院の新築工事
土地取得費	150,000千円
土地整備費	50,000千円
合計	200,000千円

(所要額)
 200,000千円 × 融資率70%
 (融資額)
 = 140,000千円

● 利 率（最新の貸付利率は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

- 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 新築資金及び増改築資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となります。
- 償還期間が10年を超える場合は、以下の方法のいずれかを選択していただきます。

〔完全固定金利制度〕	〔10年経過ごと金利見直し制度〕
金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定	10年経過ごとに利率を見直し (見直し時の金利は、金利見直し日の利率を新たに適用)

- (注1) 金銭消費貸借契約締結後に金利制度を変更することはできません。
 (注2) 償還期間が10年以内の場合は、償還期間に関わらず、10年の金利が適用されます。
 (注3) 金利優遇を分かりやすく表す観点から、令和7年度より利率の表記について次のとおり変更しています。

新築資金、増改築資金 (旧) 基準金利+0.5% → (新) 基準利率
 機械購入資金、長期運転資金 (旧) 基準金利+0.8% → (新) 基準利率

● 償還方法

【直接貸付】

〔償還形態〕	〔元金の償還方法〕	〔利息の支払い方法〕
元金均等又は元利均等	毎月償還、3か月賦償還	元金の償還方法に準じて後払い

- (注1) 直接貸付における元金の償還方法及び利息の支払い方法は、原則、毎月償還としていただいています。
 (注2) 地域医療構想支援資金及び働き方改革支援資金以外の資金で診療報酬債権等を担保としていただく場合は、元金均等の毎月償還となります。
 (注3) 元利均等償還は、介護老人保健施設及び介護医療院には適用されません。
 (注4) 当機構への償還方法は、原則として預金口座振替（銀行自動引き落とし）となります。

【代理貸付】

〔償還形態〕	〔元金の償還方法〕	〔利息の支払い方法〕
元金均等	3か月賦償還	3か月ごと（年4回の後払い）

● 担 保

- 原則として、所有者を問わず、次に該当する物件の担保提供が必要となります。

- ① 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地(原則として、抵当権は第1順位)
- ② 上記①の敷地上に建築する(存在している)全ての建物
- ③ 上記①の敷地上に設定する(設定している)地上権

- (注1) 建築する建物の敷地に既に当機構以外の(根) 抵当権が設定されている場合は、当該(根) 抵当権を一旦抹消し、建物竣工後に再設定をお願いする場合がございます。
 (注2) 建物賃借に要する資金での融資は、融資金額見合いの残存評価がある不動産担保が必要となります。その際の担保順位は問いません。
 (注3) 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の経営安定化資金等については、診療報酬債権等を担保（診療報酬月額等の2倍以内）としていただくことも可能です。

- 融資の対象となる物件の担保順位については、原則第一順位となりますが、お申込み内容によりお客さまとのご相談のうえ決定します。
- 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、さらにその保険金請求権の上に質権を抵当権と同順位で設定させていただきます。

● 保証人

- 保証人については、保証人不要制度をご利用いただけます。
 保証人不要制度とは、貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度です。上乗せ利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。（最新の上乗せ利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）
- 保証人不要制度を利用されない場合は、法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる個人保証となります。
 (注1) 保証人不要制度で金銭消費貸借契約締結後、個人保証による契約への変更はできません。
 (注2) 無利子貸付等においても、保証人不要制度を利用する場合は、上乗せ利率分をご負担いただくこととなります。
 (注3) 審査の結果、保証人不要制度又は個人保証が免除となる場合があります。

● 大規模な施設を整備する場合の協調融資の取扱いについて

ご融資の対象となる施設の融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件につきましては、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提（注）としてのご融資となります。

（注）協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としないもの

- ① 緊急性が高い（セーフティネット関連貸付制度）と認められる以下の借入申込案件の場合
 - ・災害復旧資金に係る融資 ・老朽施設の改築整備に係る融資 ・高台移転整備に係る融資
 - ・耐震化整備に係る融資 ・医療貸付事業に係る経営安定化資金に係る融資
 - ・福祉貸付事業に係る社会福祉法人の経営高度化に係る融資
 - ② 民間金融機関から融資を受けることが困難と認められる借入申込案件の場合
- ※ 協調融資制度については、P23をご覧ください。

◆ 当機構融資で利用にあたっての留意点 ◆

■ 弁済補償金制度

償還期限前に任意に借入金の一部（又は全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて当機構が算出する「弁済補償金」をお支払いいただくものです。

なお、「弁済補償金制度」とは、下記の（１）と（２）を比べて、（１）＞（２）のときにその差額をお支払いいただく制度となります。

- （１）繰上償還前の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定であった元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計
- （２）繰上償還後の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定となる元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計（全額繰上償還の場合は、元金合計額として計算します。）

■ 違約金

次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

- （１）貸付金を定められた使途以外に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合
- （２）虚偽の申告若しくは報告をし、又は必要な事実の申告若しくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合又は貸付金について借入を要しないこととなった場合
- （３）貸付金をもって建設した建物若しくは購入した建物又は土地を、貸付けの対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合

■ 反社会的勢力との関係遮断について

当機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

よくあるご質問（Q&A）

【Q1】

病床や施設の不足・充足のいずれかによって融資条件が異なる場合がありますが、どのように区分されるのですか？

【A1】

① 病院・有床診療所の場合

当該施設の所在地を含む医療圏の病床数が、各都道府県の医療計画に定められた必要病床数に満たない地域は「病床不足地域（甲種）」、必要病床数を満たしている地域は「病床充足地域（乙種）」として取扱います。

※ 病床の不足・充足の状況については、各都道府県にお問い合わせください。

② 無床診療所・歯科診療所の場合

診療所を開設する市区町村における既存の診療所数が、当機構の定める基準診療所数に満たない地域は「診療所不足地域（甲種）」、基準診療所数を満たしている地域は「診療所充足地域（乙種）」として取扱います。

※ 診療所数の不足・充足の状況については、当機構ホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認いただけます。

③ 助産所の場合

助産所の開設地が不足地域であるかどうかは、福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係（（03）3438-9937）までお問い合わせください。当機構より各都道府県に過不足の確認をさせていただきます。

【Q2】

病院を建築し、医療法人に賃借する場合、その建築資金は融資対象になりますか？

【A2】

融資対象外となります。病院に関わらず、「借入申込者＝開設者＝融資対象物件の所有者」であることが融資の原則となります。

資金種類		融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額
新築資金		病床不足地域における新設の場合	建築または購入	《耐火》 20年超30年以内 (3年以内)	(次の1、2のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 建築資金 7億2千万円 次の①～④については、融資限度額の加算対象となります。 ①保育施設 …………… 1,500万円加算 ②在宅介護支援センター …… 2,000万円加算 ③看護師宿舎 …………… 6,000万円加算 ④医療施設近代化施設整備事業のうち 電子カルテ等医療情報支援システムを 整備する病院 …………… 8,000万円加算
				《その他》 20年以内 (2年以内)	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内 (1年以内)	
			権利金	5年以内 (6か月以内)	
増改築資金	甲種	病床不足地域における増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20年超30年以内 (3年以内)	特定病院についてはP10参照 500床以上の病院についてはP10参照 土地取得資金 3億円 次の①～③については、 土地取得資金も融資の対象となります。 ①新築資金 ②甲種増改築資金（増床又は移転事業の場合） ③社会医療法人の乙種増改築資金 (移転事業の場合)
				《その他》 15年以内 (2年以内)	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内 (1年以内)	
			権利金	5年以内 (6か月以内)	
	乙種	病床充足地域における増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20年超30年以内 (3年以内)	
				20年以内 (2年以内)	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内 (1年以内)	
			権利金	5年以内 (6か月以内)	
機械購入資金	先進医療等に使用する高額な医療機器		5年以内 (6か月以内)	(次の1、2のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 7億2千万円 2. 購入価格の80%以内 (1品の価格が5,000万円以上)	
	介護ロボット・ICTを導入する場合		《先進医療の場合》 10年以内 (6か月以内)		
長期運転資金		経営安定化資金		詳細は P21 をご参照ください。	

(注1) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22参照)

(注2) 融資限度額については、担保評価額の80%以内等の条件があります。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/hp>

● 特定病院

- ① 法人の開設する病院であって、次に掲げる病院
- ア. 地域医療支援病院
 - イ. 医育機関付属の病院（大学病院）
 - ウ. 臨床研修指定病院
 - エ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で精神病床200床以上の病院
 - オ. 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院
 - カ. 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等（下記参照）を担う病院のうち病床数100床以上の病院
- ② 療養病床を有する病院
- ※ 上記①、②の条件に該当するかについては、申込みいただいた施設整備計画の内容により判断いたします。

◆ 特定病院についての融資条件

	新築・増改築資金
融資限度額	融資限度額について、次の1、2のいずれか低い額となります。 1. 原則として12億円 ただし、法人の収益性等一定基準を満たしている場合は、12億円を超えての融資が可能です。 2. 所要額の80%以内

「急性期及び専門診療等」とは、令和5年6月29日付医政地発0629第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」に定める機能のうち、下記のものをいいます。

がん	● がん診療機能【治療】
脳卒中	● 救急医療の機能【急性期】
心筋梗塞等の心血管疾患	● 救急医療の機能【急性期】
糖尿病	● 専門的治療を必要とする患者への対応を行う機能【専門治療】
精神疾患	● 精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能【専門医療】 ● 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能【認知症】
救急医療	● 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】 ● 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】
災害医療	● 災害拠点（精神科）病院としての機能【災害拠点病院、災害拠点精神科病院】 ● DMAT 等医療従事者を派遣する機能【災害急性期の応援派遣】
へき地医療	● へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】
新興感染症発生・まん延時における医療	● 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能【病床確保】
周産期医療	● 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】 ● 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】
小児医療	● 小児専門医療を担う機能【小児専門医療】 ● 入院を要する救急医療を担う機能【入院小児医療】 ● 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】 ● 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

● 500床以上の病院

改正医療法（平成18年法律第84号）に定められた都道府県の医療計画に基づき、500床以上の病院に対する融資は、5疾病6事業等に係る医療連携体制施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（医療連携体制）に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する当該部門の整備に限定します。

● 融資対象事業

- (1) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28）で定める疾病
- 1. がん 2. 脳卒中 3. 心筋梗塞等の心血管疾患 4. 糖尿病 5. 精神疾患
- (2) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ヘに規定する事業
- 1. 救急医療 2. 災害時における医療 3. 新興感染症発生・まん延時における医療 4. へき地の医療
 - 5. 周産期医療 6. 小児医療（小児救急医療を含む）
- (3) 医療法第30条の4第2項第5号トに規定する事業
- 都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

① 融資対象部門

- (1) 病棟部門
- 1. 該当事業の病棟の延床面積（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、小児医療、周産期医療（NICU 含む））
 - 2. 病棟全体の延床面積（救急医療（救命救急センター）、災害医療（災害拠点病院）、へき地医療（へき地医療拠点病院））
 - 3. その他該当病棟の延床面積（5 疾病 6 事業以外で、都道府県知事が特に必要と認める医療）
- (2) 診療部門

② 融資対象外部門

管理部門

※ 融資対象事業や融資対象部門の詳細については、当機構までお問い合わせください。

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額
新築資金	新設の場合	建築または購入	《耐火》 20 年超 30 年以内 (3 年以内) 20 年以内 (2 年以内) 《その他》 20 年以内 (2 年以内)	(次の 1、2 のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 建築資金 7 億 2 千万円 次の①～⑤については、 融資限度額の加算対象となります。 ①保育施設…………… 1,500 万円加算 ②認知症専門棟…………… 8,000 万円加算 ③都市型…………… 1 億円加算 ※東京都(区・市部)及び政令指定都市 ④通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション 訪問看護、短期入所療養介護の中から、複合的に 在宅支援を行うためのサービスを 提供する場合…………… 1 億円加算 ⑤看取りを行う場合…………… 1 億円加算
			賃借	敷金・保証金等 15 年以内 (1 年以内)
		権利金 5 年以内 (6 か月以内)		
		増改築資金	増改築の場合	建築または購入
賃借	敷金・保証金等 15 年以内 (1 年以内)			
	権利金 5 年以内 (6 か月以内)			
機械購入資金	新設に伴い必要な場合			5 年以内 (6 か月以内)
	介護ロボット・ICT を導入する場合	詳細は P18 をご参照ください。		
長期運転資金	新設に伴い必要な場合	1 年以上 3 年以内 (6 か月以内)	(次の 1、2 のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 1,000 万円 2. 所要資金の 70%以内	
	経営安定化資金	詳細は P21 をご参照ください。		

(注 1) 2025 年度までの間、地域医療介護総合確保基金等における「定期借地権利用による整備促進事業」の対象となる「一時金」を含みます。(P19 参照)
 (注 2) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22 参照)
 (注 3) 融資限度額については、担保評価額の 80%以内等の条件があります。

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
 最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/hp>

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額
新築資金	新設の場合	建築または購入	《耐火》 20 年超 30 年以内 (3 年以内) 20 年以内 (2 年以内) 《その他》 20 年以内 (2 年以内)	(次の 1、2 のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 建築資金 12 億円 土地取得資金 3 億円 新築資金及び増改築資金（入所定員の増員又は移転事業の場合）については、土地取得資金も融資の対象となります。
	賃借	敷金・保証金等	15 年以内 (1 年以内)	
		権利金	5 年以内 (6 か月以内)	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20 年超 30 年以内 (3 年以内) 20 年以内 (2 年以内) 《その他》 15 年以内 (2 年以内)	2. 所要額の 90% 以内
	賃借	敷金・保証金等	15 年以内 (1 年以内)	
		権利金	5 年以内 (6 か月以内)	
機械購入資金	新設に伴い必要な場合		5 年以内 (6 か月以内)	(次の 1、2 のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 5,000 万円 2. 購入価格の 90% 以内 (1 品の価格が 20 万円以上)
	介護ロボット・ICT を導入する場合		詳細は P18 をご参照ください。	
長期運転資金	新設に伴い必要な場合		1 年以上 3 年以内 (6 か月以内)	(次の 1、2 のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 1,000 万円 2. 所要資金の 90% 以内
	経営安定化資金		詳細は P21 をご参照ください。	

(注 1) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22 参照)

(注 2) 融資限度額については、担保評価額の 80% 以内等の条件があります。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/hp>

資金種類		融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額
新築資金		〈有床診療所〉 病床不足地域における 新設の場合	建築または購入	《耐火》 20年以内 (2年以内)	(次の1、2のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 建築資金 5億円 ・有床診療所 ・無床診療所のうち共同利用施設、 健診センター及び指定通所リハを 有するもの
				《その他》 15年以内 (2年以内)	
		〈無床・歯科診療所〉 診療所不足地域における 新設の場合	賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)	
				権利金 5年以内 (6か月以内)	
増改築資金	甲種	〈有床診療所〉 病床不足地域における 増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20年以内 (1年以内)	建築資金 3億円 ・無床診療所 ・歯科診療所 土地取得資金 3億円 新築資金及び甲種増改築資金（増床又は 移転事業の場合）については、土地取得 資金も融資の対象となります。
				《その他》 15年以内 (1年以内)	
		〈無床・歯科診療所〉 診療所不足地域における 増改築の場合	賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)	
				権利金 5年以内 (6か月以内)	
	乙種	〈有床診療所〉 病床充足地域における 増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20年以内 (1年以内)	2. 所要額の70%以内
				《その他》 15年以内 (1年以内)	
〈無床・歯科診療所〉 診療所充足地域における 増改築の場合	賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)			
		権利金 5年以内 (6か月以内)			
機械購入資金	新設に伴い必要な場合		5年以内 (6か月以内)	(次の1、2のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 2,500万円 ただし、 救急診療所 ……3,000万円 健診センター ……4,500万円 共同利用施設 ……6,000万円（注1） 2. 購入価格の80%以内 (1品の価格が10万円以上)	
			介護ロボット・ICTを導入する場合	詳細はP18をご参照ください。	
長期運転資金	新設に伴い必要な場合		1年以上3年以内 (6か月以内)	(次の1、2のいずれか低い額となります。) 1. 限度額 300万円 2. 所要資金の80%以内	
			経営安定化資金	詳細はP21をご参照ください。	

(注1) 医師会の開設する共同利用施設が下記特定機械を購入する場合は限度額を7,500万円、償還期間（うち据置期間）を8年以内（1年以内）とします。

・核磁気共鳴断層撮影装置 ・電子カルテ等診療情報提供システム

(注2) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22参照)

(注3) 診療所の過不足については、以下のホームページでご確認ください。

<https://www.wam.go.jp/hp/guide-iryokashitsuke-iryokashitsuke-tabid-172/>

(注4) 融資限度額については、担保評価額の80%以内等の条件があります。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/hp>

資金種類	融資を受けられる場合			償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	新設の場合	建築または購入		≪耐火≫ 20年以内（2年以内） ≪その他≫ 15年以内（2年以内）	1. 限度額 5億円 2. 所要額の70%以内（注1）
		賃借	敷金・保証金等	15年以内（1年以内）	
			権利金	5年以内（6か月以内）	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入		≪耐火≫ 20年以内（1年以内） ≪その他≫ 15年以内（1年以内）	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内（1年以内）	
			権利金	5年以内（6か月以内）	
機械購入資金	新設に伴い必要な場合		5年以内 (6か月以内)	1. 限度額 ①看護師、准看護師、理学療法士、 臨床工学技士、義肢装具士、 救急救命士…………… 1,200万円 ②作業療法士、歯科衛生士…………… 600万円 ③助産師…………… 150万円 2. 購入価格の70%以内（注1） (1品の価格が10万円以上)	
	介護ロボット・ICTを導入する場合		詳細はP18をご参照ください。		
運転長期資金	新設に伴い必要な場合		1年以上3年以内 (6か月以内)	1. 限度額 120万円 2. 所要資金の70%以内（注1）	

(注1) 看護師及び准看護師養成施設については融資率80%以内とします。

(注2) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22参照)

(注3) 融資限度額については、担保評価額の80%以内等の条件があります。

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)	
係る指定訪問看護事業に設置・整備資金	事業の開設等(新設及び増改築、機械購入資金を含む)に必要な場合	建築または購入 機械購入	7年以内 (1年以内)	1. 限度額 500万円 2. 所要額の80%以内 (機械購入については、1品の価格が10万円以上)	
		賃借			敷金・保証金等
					権利金
運転長期資金	新設に伴い必要な場合 看護師その他従事者の増員に伴い必要な場合		1年以上3年以内 (6か月以内)	1. 限度額 500万円 2. 所要資金の80%以内	

(注1) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22参照)

(注2) 融資限度額については、担保評価額の80%以内等の条件があります。

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	不足地域における新設の場合	建築または購入	≪耐火≫ 15年以内(2年以内) ≪その他≫ 10年以内(2年以内)	1. 限度額 1億円 2. 所要額の60%以内
		賃借	敷金・保証金等	
			権利金	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	≪耐火≫ 15年以内(1年以内) ≪その他≫ 10年以内(1年以内)	
		賃借	敷金・保証金等	
			権利金	

(注1) 災害復旧資金、感染症等対応資金については、当機構までお問い合わせください。(P22参照)

(注2) 融資限度額については、担保評価額の80%以内等の条件があります。

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/hp>

1

医療貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

直接貸付・
代理貸付の
範囲

4

融資の流れ

5

融資限度額の
計算方法

6

共通の
融資条件

7

病院の
融資条件

8

介護老人
保健施設の
融資条件

9

介護医療院の
融資条件

10

診療所(一般・歯科・
共同利用施設)の
融資条件

11

その他施設の
融資条件

12

融資条件の
優遇措置

13

協調融資
制度

14

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15

代理貸付の
受託金融機関
一覧

16

団体信用生命
保険特約制度

14

12 融資条件の優遇措置

【設置・整備資金関連】

● 病院・介護医療院の耐震化整備事業に係る優遇融資

近年、大規模な地震が相次いでいますが、地震発生時の病院・介護医療院の倒壊・崩壊を防ぎ、患者さまや職員の皆さまの安全を確保して、被災された方々に適切な医療を提供していく観点から、耐震化整備は重要な課題です。

現在、当機構では民間病院支援のため、未耐震または、免震化を行う病院・介護医療院に対して、下記の優遇融資を実施しています。

融資率の引き上げ

貸付利率の引き下げ

区 分	優 遇 内 容		
融資対象	・ 下記の(1)又は(2)を満たす耐震化整備事業(建替え又は耐震改修)を行う病院・介護医療院 (1) 耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物 (2) 未耐震と証明された建物(昭和56(1981)年5月31日以前に建築確認申請された建物(注2)、国土交通省告示第184号等に基づく耐震診断法による未耐震の証明) ・ 免震化整備事業を行う病院・介護医療院		
利 率		免震化整備事業	耐震化整備事業
	国庫補助等対象事業	基準利率▲0.5% 据置期間中無利子	
	国庫補助等対象外事業	基準利率▲0.5% (据置期間中基準利率▲1.0%)	基準利率▲0.5%
融 資 率	建 築	95%	
	土 地	95% (増床又は移転事業の場合に限ります。 なお、病床充足地域における土地取得資金については、上記金額又は、30億円若しくは年間償還額が耐震化整備による増収効果額のいずれか低い額となります。)	

(注1) 融資限度額については、上限設定はありませんが、次の(1)、(2)及び(3)で算出した額のうち、いずれか低い額となります。

- (1) 所要額 × 95%
- (2) 所要額 - 補助金等
- (3) 担保評価額 × 80%

(注2) 耐震診断を受けていない場合は、下記の書類等により確認いたします。

- ① 建築確認申請書(受付受領印が押印されているもの)
- ② 確認済証・検査済証
- ③ 登記簿謄本
- ④ 固定資産税名寄帳兼課税台帳
- ⑤ 工事請負契約書
- ⑥ その他、昭和56(1981)年5月31日以前に建築確認申請されたことを確認できる資料

※ 設計士等より未耐震を証する一筆をいただく場合があります。

(注3) 免震化整備事業については、建築確認申請書等で免震構造であることが確認できるものに限りします。

1	医療貸付事業の概要
2	融資の対象
3	直接貸付・代理貸付の範囲
4	融資の流れ
5	融資限度額の計算方法
6	共通の融資条件
7	病院の融資条件
8	介護老人保健施設の融資条件
9	介護医療院の融資条件
10	診療所（一般・歯科・共同利用施設）の融資条件
11	その他施設の融資条件
12	融資条件の優遇措置
13	協調融資制度
14	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
15	代理貸付の受託金融機関一覧
16	団体信用生命保険特約制度

● 地域医療構想対象事業に係る優遇融資

医療介護総合確保推進法により、都道府県において「地域医療構想」が策定されました。今後、地域医療構想を踏まえ、更なる機能分化の推進が求められることから、当機構では地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分		地 域 医 療 構 想 対 象 事 業			
		優 遇 内 容			
		総合確保基金対象事業（病院・診療所）		総合確保基金対象外事業（病院のみ）	
		減床を伴う場合	減床を伴わない場合	甲種増改築資金	乙種増改築資金
利 率		（当初5年間の優遇金利幅） 基準利率▲0.6%	基準利率 ▲0.5%	基準利率▲0.5%	
融資率	建築	95%	90%	70%	60%
	土地	95%	90%	70%	融資対象外
融 資 限度額 （注1）	建築	限度額の設定なし		7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば 12億円超も可能	
	土地	限度額の設定なし		3億円	融資対象外

（注1）次の（1）、（2）及び（3）で算出した額と上記融資限度額のうち、いずれか低い額となります。

- （1）所要額 × 融資率
- （2）所要額 − 補助金等
- （3）担保評価額 × 80%

（注2）総合確保基金対象事業に係る優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

1	医療貸付事業の概要
2	融資の対象
3	直接貸付・代理貸付の範囲
4	融資の流れ
5	融資限度額の計算方法
6	共通の融資条件
7	病院の融資条件
8	介護老人保健施設の融資条件
9	介護医療院の融資条件
10	診療所(一般・歯科・共同利用施設)の融資条件
11	その他施設の融資条件
12	融資条件の優遇措置
13	協調融資制度
14	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
15	代理貸付の受託金融機関一覧
16	団体信用生命保険特約制度

● 償還期間の延長に係る優遇融資

整備費が高額となる病院について、施設整備に係る毎年度の償還額を軽減し、安定した施設経営が図れるよう、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
貸付けの相手方	法人
対象施設	耐火構造の病院
資金種類	新築資金、増改築資金
償還期間（据置期間）	39 年以内（3 年以内）
条 件	法人の開設する病院であって、次のいずれかに該当する病院 ア 地域医療支援病院 イ 医育機関附属の病院 ウ 臨床研修指定病院 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で、精神病床を 200 床以上有している病院 オ 医師会が開設する病床数 100 床以上の開放型病院 カ 医療法 30 条の 4 第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事業ごとの医療連携体制において、急性期及び専門診療等の医療機能を担う医療機関として都道府県が作成する医療計画に名称が記載されている病院で、病床数 100 床以上の病院

● GX実現に資する整備事業に係る優遇融資

GX 実現を促進する観点から、省エネ設備や再生可能エネルギー設備など脱炭素効果の高い電源への転換などを伴う施設整備を行う医療施設等に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融 資 対 象	建築物省エネ法に基づく誘導基準に適合する施設整備を行う医療施設等
利 率	基準利率▲0.5%
融 資 率	95% ※融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の 80%以内等の条件があります。

● 精神科病院の整備事業に係る優遇融資

精神科病院の入院患者の退院促進・病床削減の推進を支援するため、病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融 資 対 象	減床を伴う施設整備を行う精神科病院
利 率	基準利率▲0.5%（国庫補助等対象事業の場合、据置期間中無利子となります。）
融 資 率	90% ※融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の 80%以内等の条件があります。

● 感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資

今後想定される感染症発生に向け、感染症専用外来や感染症病床の設置、陰圧・空調整備、動線確保など感染症対策を伴う施設整備を行う医療施設等に対し、下記の優遇融資を実施します。（優遇融資の取扱期間は、2030 年 3 月 31 日まで）

区 分	優 遇 内 容
融 資 対 象	感染症対策を伴う施設整備を行う医療施設等
利 率	基準利率▲0.5%
融 資 率	95% ※ 融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の 80%以内等の条件があります。

（注）融資率の優遇がある場合でも、補助金等がある場合の融資限度額は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。

● 介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資

介護ロボットの導入、ICTの導入に係る事業に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	介護ロボット・ICTの導入を行う医療施設等 ※「介護ロボットの導入」「ICTの導入」をする事業が対象となります。 ※ 病院は1品の価格が5,000万円以上のものに限る。
無担保貸付限度額	3,000万円
利 率	基準利率▲0.8%（国庫補助等対象事業の場合、据置期間中無利子となります。） ※ 無担保貸付の場合、貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を上乗せします。

● 複数医療機関の再編等に係る優遇融資

地域医療構想達成に向けた病床機能の分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）を厚生労働大臣に認定された病院・有床診療所に対し、下記の優遇融資を実施します。
（優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象	病院、有床診療所（厚生労働大臣が認定した再編計画に限る）
資金種類	増改築資金
利 率	基準利率▲0.5%（地域医療介護総合確保基金対象事業の場合、据置期間中無利子となります。）
融 資 率	95% ※融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の80%以内等の条件があります。

● 老朽施設の改築整備に係る優遇融資

老朽化が進んだ施設の機能を維持するための改築工事に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	介護老人保健施設・介護医療院であって、老朽化が進んだ施設の機能を維持するための建築資金
利 率	基準利率▲0.5%
融 資 率	90%

● まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る優遇融資

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の振興を促す施策として改正地域再生法に基づく「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を推進するため、「生涯活躍のまち」の地域に整備する医療施設に対して、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する医療関係施設
融 資 率	90% ※融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の80%以内等の条件があります。
償還期間 （据置期間）	30年以内（3年以内）

（注）病床充足地域または、診療所充足地域であっても新築資金のご融資の対象となります。

（注）融資率の優遇がある場合でも、補助金等がある場合の融資限度額は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。

1

医療貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

直接貸付・
代理貸付の
範囲

4

融資の流れ

5

融資限度額の
計算方法

6

共通の
融資条件

7

病院の
融資条件

8

介護老人
保健施設の
融資条件

9

介護医療院の
融資条件

10

診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11

その他施設の
融資条件

12

融資条件の
優遇措置

13

協調融資
制度

14

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15

代理貸付の
受託金融機関
一覧

16

団体信用生命
保険特約制度

18

● 医師少数区域等における病院・診療所に係る優遇融資

医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣から認定を受けた医師が、医師少数区域等において、病院、診療所を開設する際の新築資金等に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師が、医師少数区域等において新設するための新築資金、土地取得資金、機械購入資金（病院を除く）
融 資 率	90%

（注）病床充足地域または、診療所充足地域であっても新築資金のご融資の対象となります。

● 国家戦略特別区域計画に基づく施設整備事業に係る優遇融資

国家戦略特別区域計画に基づく施設整備に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	国家戦略特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のうち、当該計画の対象となる病院・診療所・介護老人保健施設・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業
利 率	基準利率▲0.5%
融 資 率	90% ※融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の80%以内等の条件があります。

（注）病床充足地域または、診療所充足地域であっても新築資金のご融資の対象となります。

● 介護老人保健施設・介護医療院の定期借地権を設定する場合の一時金に係る優遇融資

都市部における民有地等の借地を利用する介護老人保健施設・介護医療院の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者への一時金（保証金を除く。）に対して、地域医療介護総合確保基金等の補助を受ける場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、下記の優遇融資を実施します。（優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象	「地域医療介護総合確保基金」や都道府県からの補助の対象となる都市部の民有地等の借地を利用して施設整備する際の定期借地権を設定する場合の一時金に対する資金
対象地域	次に定める地域が対象となります。 （利率に関する優遇）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県（融資率に関する優遇）全国（沖縄県を除く。）
利 率	（当初10年間）基準利率▲1.0%（11年目以降）通常の利率
融 資 率	90%

● 介護老人保健施設の都市部における借地を利用した施設整備に係る優遇融資

都市部における介護老人保健施設の整備を促進する観点から、民有地等の借地を利用した施設整備に対して、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	都市部の借地を利用して施設整備する場合の建築資金 ※ 国有地及び公有地のほか、民有地の借地も含みます。 ※ 建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延床床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限ります。
対象地域	次に定める地域が対象となります。 ① 首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 ② 福岡県 ③ 全国の政令指定都市及び中核市（沖縄県を除く。）
融 資 率	90%

（注）融資率の優遇がある場合でも、補助金等がある場合の融資限度額は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。

【長期運転資金関連】

● 複数医療機関の再編等支援資金

地域医療構想達成に向けた病床機能の分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）を厚生労働大臣等に認定された病院・有床診療所に対し、下記の融資を実施します。
 （優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象	病院、有床診療所（厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）
資金種類	長期運転資金
利 率	基準利率▲0.8%
融資限度額	病院：5億円 診療所：3億円 【廃止される病院の残債に対して融資する場合（注1、2）】 病院：13.6億円
償還期間 （据置期間）	10年以内（4年以内） ※ ただし、据置期間は償還期間の1/2未満とし、次のとおりとします。 8年超10年以内 ⇒（4年以内） 6年超8年以内 ⇒（3年以内） 4年超6年以内 ⇒（2年以内） 4年以内 ⇒（1年以内） 【廃止される病院の残債に対して融資する場合（注1、2）】 15年以内（2年以内） 特に必要と認められる場合は20年以内（2年以内）

（注1） 廃止される病院の残債に対する融資に対して、必要な補助（利子補給）が交付される場合に限りです。

（注2） 協調融資（併せ貸しを含む。）の利用を原則とします。

● 地域医療構想支援資金

地域医療構想の達成に向けた取組を実施する医療施設に対し、下記の融資を実施します。
 （優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象 （資金使途）	地域医療構想の達成に向けた取組を実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院・診療所であって、資金繰りの負担や収益構造の変化に適切に対応し、引き続き安定的な事業運営を行うために必要な長期運転資金（同構想に基づき廃止される病院の統合等による残債処理に係る借換資金を含む）
利 率	基準利率▲0.5%
融資限度額	病院：5億円 診療所：3億円 【廃止される病院の残債に対して融資する場合（注1、2）】 病院：13.6億円
償還期間 （据置期間）	10年以内（4年以内） ※ ただし、据置期間は償還期間の1/2未満とし、次のとおりとします。 8年超10年以内 ⇒（4年以内） 6年超8年以内 ⇒（3年以内） 4年超6年以内 ⇒（2年以内） 4年以内 ⇒（1年以内） 【廃止される病院の残債に対して融資する場合（注1、2）】 15年以内（2年以内） 特に必要と認められる場合は20年以内（2年以内）

（注1） 廃止される病院の残債に対する融資に対して、必要な補助（利子補給）が交付される場合に限りです。

（注2） 協調融資（併せ貸しを含む。）の利用を原則とします。

1

医療貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

直接貸付・
代理貸付の
範囲

4

融資の流れ

5

融資限度額の
計算方法

6

共通の
融資条件

7

病院の
融資条件

8

介護老人
保健施設の
融資条件

9

介護医療院の
融資条件

10

診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11

その他施設の
融資条件

12

融資条件の
優遇措置

13

協調融資
制度

14

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15

代理貸付の
受託金融機関
一覧

16

団体信用生命
保険特約制度

20

1	医療貸付事業の概要
2	融資の対象
3	直接貸付・代理貸付の範囲
4	融資の流れ
5	融資限度額の計算方法
6	共通の融資条件
7	病院の融資条件
8	介護老人保健施設の融資条件
9	介護医療院の融資条件
10	診療所(一般・歯科・共同利用施設)の融資条件
11	その他施設の融資条件
12	融資条件の優遇措置
13	協調融資制度
14	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
15	代理貸付の受託金融機関一覧
16	団体信用生命保険特約制度

● 病院等に係る経営安定化資金

病院等の経営が一時的な特殊要因等によって資金不足となった際、経営改善のために必要な資金について、下記の融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象 (資金使途)	病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の経営が、一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び経営改善のために必要な資金(肩代わり資金) ※ 原則として、機構の経営診断を受けていただきます。
融資限度額	病院・介護老人保健施設・介護医療院：1億円 診療所：4,000万円
償還期間 (据置期間)	5年以内(1年以内) 特に必要と認められる場合は7年以内(1年以内)

● 働き方改革支援資金

医療従事者等の働き方改革に取り組み、民間金融機関の支援が得られにくい病院又は診療所に対し、下記の融資を実施します。

(優遇融資の取扱期間は、2027年3月31日まで)

区 分	優 遇 内 容
融資対象 (資金使途)	医療従事者の働き方改革に取り組む病院・診療所であって、勤務環境改善に関する事業計画を遂行するために一時的に必要な長期運転資金
利 率	基準利率▲0.5%
融資限度額	病院：5億円 診療所：3億円 (既存の長期運転資金のお借入れと合算して当該限度額を超えることはできません)
償還期間 (据置期間)	10年以内(4年以内) ※ ただし、据置期間は償還期間の1/2未満とし、次のとおりとします。 8年超10年以内 ⇒ (4年以内) 6年超8年以内 ⇒ (3年以内) 4年超6年以内 ⇒ (2年以内) 4年以内 ⇒ (1年以内)

● 持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金

病院等を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行する際に必要な資金について、下記の融資を実施します。

(優遇融資の取扱期間は、2027年3月31日まで)

区 分	優 遇 内 容
利 率	基準利率▲0.5%
融資限度額	2.5億円
償還期間 (据置期間)	10年以内(1年以内)

(注) お申込みに当たっては、持分なし医療法人への移行計画について、事前に厚生労働省から認定を受けている必要があります。

【防災・減災】

● 医療施設等の防災・減災等に係る優遇融資

医療施設等の防災・減災等に係る整備事業について、優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容 (注1)	通 常
融資率	95%	70～80%
利 率	全期間無利子 (注2) 基準利率▲0.5% (据置期間中無利子) (注3)	基準利率▲0.5%～基準利率

(注1) 対象となる整備事業は、下記①～③の国庫補助等対象事業となります。

①高台移転整備事業 (南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特措法に基づく整備事業を含む)

②耐震化整備事業 ③スプリンクラー整備

国庫補助等の対象とならない整備の場合は、別途ご相談ください。

(注2) 全期間無利子の対象となる整備事業は、上記①の国庫補助等対象事業となります。

(注3) 基準利率▲0.5% (据置期間中無利子) の対象となる整備事業は、上記②③の国庫補助等対象事業となります。

(注4) すべて直接貸付で取扱います。

● 医療施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資

医療施設の自家発電設備または給水設備の導入工事に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	病院・介護老人保健施設・介護医療院・診療所であって、災害時等の非常用電源または受水槽等として、自家発電設備または給水設備等の導入を図るための建築資金
利 率	【国庫補助等対象事業の場合 (注1)】 基準利率▲0.5% (据置期間中無利子) (注2) 【国庫補助等対象事業以外の場合】 基準利率▲0.5% (注2)
融 資 率	【国庫補助等対象事業の場合 (注1)】 95% (施設本体を含む) 【国庫補助等対象事業以外の場合】 95% (自家発電設備部分及び給水設備部分のみ) 80%～90% (施設本体)
融資限度額	病院・介護老人保健施設：7.2億円＋自家発電設備所要額＋給水設備所要額 診療所：5億円＋自家発電設備所要額＋給水設備所要額 介護医療院：12億円＋自家発電設備所要額＋給水設備所要額

(注1) 交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限りします。

(注2) 自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

(注3) 施設本体の建築資金については、自家発電設備等の導入工事と施設本体の整備を一体に行う場合のみ対象となります。

【災害関連等】

● 災害復旧資金に係る優遇融資

災害により被災された医療施設等の復旧を支援するため、被災された医療施設等に対して優遇融資を実施しています。また、令和6年度能登半島地震等による災害に対しては、通常の災害復旧資金とは別に優遇融資を実施しています。詳細につきましては、裏表紙記載の融資相談窓口までお問合せください。

● 感染症等対応資金

新型コロナウイルス等の感染症が発生したことにより施設の機能が停止した場合等に対応するために必要な資金について、下記の融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・医療従事者養成施設・助産所・指定訪問看護事業
利 率	基準利率▲0.8%
融資限度額	直近6カ月のうち医業収入の最も高い月の収入と、感染症等の影響を受けた月の収入との差額 (減収分) の3倍
償還期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)

(注) 融資率の優遇がある場合でも、補助金等がある場合の融資限度額は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。

1

医療貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

直接貸付・
代理貸付の
範囲

4

融資の流れ

5

融資限度額の
計算方法

6

共通の
融資条件

7

病院の
融資条件

8

介護老人
保健施設の
融資条件

9

介護医療院の
融資条件

10

診療所 (一般・歯科・
共同利用施設) の
融資条件

11

その他施設の
融資条件

12

融資条件の
優遇措置

13

協調融資
制度

14

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15

代理貸付の
受託金融機関
一覧

16

団体信用生命
保険特約制度

22

13 協調融資制度

● 民間金融機関との協調融資制度のご案内

協調融資制度とは、当機構と民間金融機関が覚書を締結することで社会福祉法人及び医療法人等に併せて融資を行う制度です。これにより借入申込者が福祉関係施設や医療関係施設に関する事業を計画する際に円滑に資金調達できるようにすることを目的としています。

現在全国の430民間金融機関と覚書を締結しており、連携を推進していますので、ぜひこの制度をご活用ください。

【協調融資制度利用のメリット・利用方法】

● 協調融資制度利用のメリット

多様な条件により資金調達ができることで、安定的な資金計画が作成できます。

民間金融機関との取引が拡大することにより、事業運営のサポートが受け入れられ経営の安定につながります。

● 協調融資制度の利用事例

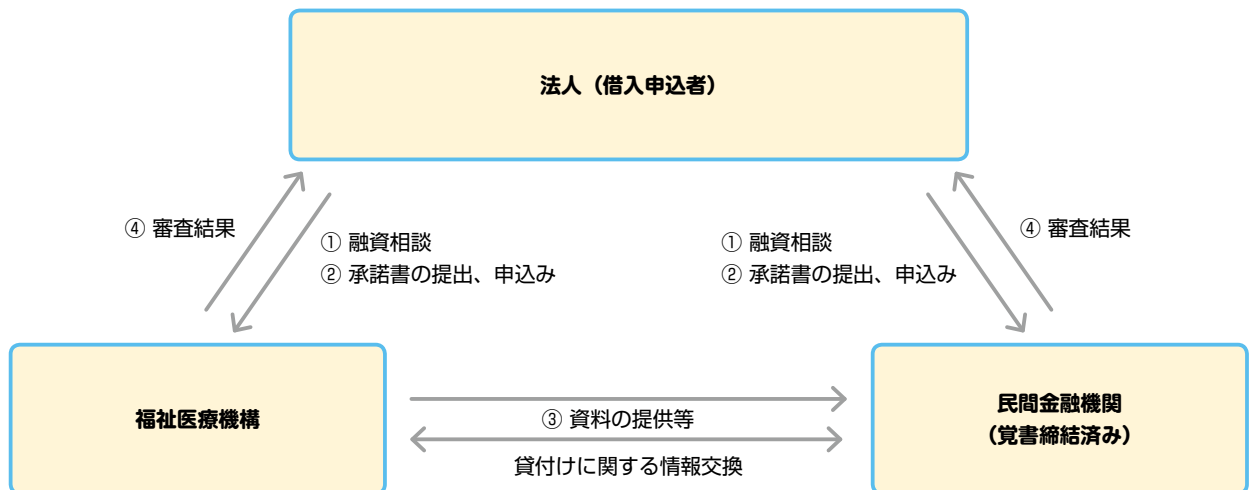
ケース 【協調融資を通じて民間金融機関の与信を軽減】	
計画内容	病院の建物老朽化に伴う耐震化整備計画
現状	増収増益を生むような整備事業ではないため、民間金融機関単体での支援は困難な状況
取組内容	民間金融機関の与信を軽減するため、当機構融資も活用し、協調融資を実施
結果	協調融資を実施することにより、引き続き民間金融機関から支援を継続

● 利用方法

当機構に相談・借入申込を行うとともに、協調融資の覚書を締結している金融機関でお申込みください。

※最新情報は、当機構のホームページで公開しています（<https://www.wam.go.jp/hp>）。

● 協調融資制度のイメージ図



※1 当機構と民間金融機関が、「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、当機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 当機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資制度のお問い合わせ先

福祉医療貸付部 事業統括課 TEL (03) 3438-9291

都道府県名	金融機関名（順不同）							
都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	伊達信用金庫
	北空知信用金庫	渡島信用金庫	道南つみぎ信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫
	釧路信用金庫	大地みらい信用金庫	北見信用金庫	遠軽信用金庫	北央信用組合	釧路信用組合	北海道労働金庫	木野農業協同組合
青森県	青森みちのく銀行	青い森信用金庫						
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	北上信用金庫	花巻信用金庫
	岩手県医師信用組合	花巻農業協同組合						
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫	石巻商工信用組合	古川信用組合	
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫	羽後信用金庫	秋田県信用組合			
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	北郡信用組合	山形中央信用組合
	山形第一信用組合	山形県医師信用組合						
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫	あぶくま信用金庫	二本松信用金庫
	福島信用金庫	相双五城信用組合	いわき信用組合	会津商工信用組合	福島県商工信用組合	ふくしま未来農業協同組合		
茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	結城信用金庫	茨城県信用組合	水郷つくば農業協同組合		
栃木県	足利銀行	栃木銀行	足利小山信用金庫	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	佐野信用金庫	大田原信用金庫	烏山信用金庫
群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫
	しのめ信用金庫	あかぎ信用組合	群馬県信用組合	群馬県医師信用組合				
埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合	熊谷商工信用組合	
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫
	房総信用組合	銚子商工信用組合	君津信用組合					
東京都	きらぼし銀行	三菱UFJ信託銀行	あおぞら銀行	東日本銀行	東京スター銀行	SBI新生銀行	信金中央金庫	朝日信用金庫
	さわやか信用金庫	芝信用金庫	東京東信用金庫	東栄信用金庫	亀有信用金庫	小松川信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫
	西武信用金庫	城南信用金庫	昭信信用金庫	世田谷信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	巣鴨信用金庫	青梅信用金庫
	多摩信用金庫	工組中央金庫	東京三協信用金庫	東京厚生信用組合	青和信用組合	中ノ郷信用組合	七島信用組合	大東京信用組合
	横浜銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫	中栄信用金庫
神奈川県	中南信用金庫	神奈川県医師信用組合	相愛信用組合	さがみ農業協同組合				
新潟県	第四北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	長岡信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	村上信用金庫	加茂信用金庫
	新潟懸信用組合	興栄信用組合	はばたき信用組合	協栄信用組合	巻信用組合	新潟大栄信用組合	糸魚川信用組合	新潟県信用農業協同組合連合会
	えちご上越農業協同組合							
富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	新湊信用金庫	にいかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫
	砺波信用金庫	石動信用金庫	富山県医師信用組合	富山県信用組合				
石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	はくさん信用金庫	興能信用金庫	金沢中央信用組合	石川県医師信用組合	石川県信用農業協同組合連合会
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	小浜信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合	福井県農業協同組合	
山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	山梨県民信用組合	都留信用組合	山梨県信用農業協同組合連合会	フルーツ山梨農業協同組合	
						諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫			
	長野県信用組合	長野県信用農業協同組合連合会						
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	八幡信用金庫
	岐阜商工信用組合	岐阜県医師信用組合	飛騨信用組合					
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか焼津信用金庫	静岡信用金庫	浜松いわた信用金庫	沼津信用金庫
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士伊豆農業協同組合
	とびあ浜松農業協同組合							
愛知県	あいち銀行	名古屋銀行	愛知信用金庫	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫
	知多信用金庫	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	尾西信用金庫	中日信用金庫
	東春信用金庫	愛知県信用農業協同組合連合会	海部東農業協同組合					
三重県	三十三銀行	百五銀行	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫				
滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合	甲賀農業協同組合		
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会			
大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	北おおさが信用金庫	枚方信用金庫	大同信用組合
	近畿産業信用組合	近畿労働金庫	大阪南農業協同組合	北河内農業協同組合				
	但馬銀行	みなと銀行	神戸信用金庫	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫
兵庫県	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫信用組合	兵庫県信用農業協同組合連合会	兵庫六甲農業協同組合
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫				
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合					
鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	米子信用金庫	倉吉信用金庫				
島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫	島根益田信用組合	島根県農業協同組合		
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	備北信用金庫	吉備信用金庫
	備前日生信用金庫	笠岡信用組合						
広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	広島市信用組合	信用組合広島商銀
山口県	山口銀行	西京銀行	秋山口信用金庫	西中国信用金庫	東山口信用金庫	山口県信用組合		
徳島県	阿波銀行	徳島大正銀行	徳島信用金庫	阿南信用金庫				
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	香川県信用組合			
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫			
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫
	大牟田柳川信用金庫	福岡県医師信用組合	九州労働金庫					
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	伊万里信用金庫	九州ひぜん信用金庫	佐賀県医師信用組合	佐賀東信用組合
	佐賀西信用組合							
長崎県	十八親和銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合					
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	天草信用金庫	熊本県医師信用組合	熊本県信用組合
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合	べっぴん出農業協同組合		
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	宮崎第一信用金庫	宮崎県南部信用組合				
	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島県信用組合	鹿児島県医師信用組合	奄美信用組合
鹿児島県	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいり農業協同組合						
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫	沖縄県農業協同組合			
合計	430機関							

※協調融資の覚書締結済み金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）をご覧ください。

1

医療貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

直接貸付・
代理貸付の
範囲

4

融資の流れ

5

融資限度額の
計算方法

6

共通の
融資条件

7

病院の
融資条件

8

介護老人
保健施設の
融資条件

9

介護医療院の
融資条件

10

診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11

その他施設の
融資条件

12

融資条件の
優遇措置

13

協調融資
制度

14

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15

代理貸付の
受託金融機関
一覧

16

団体信用生命
保険特約制度

24

15 代理貸付の受託金融機関一覧

1	医療貸付事業の概要
2	融資の対象
3	直接貸付・代理貸付の範囲
4	融資の流れ
5	融資限度額の計算方法
6	共通の融資条件
7	病院の融資条件
8	介護老人保健施設の融資条件
9	介護医療院の融資条件
10	診療所(一般・歯科・共同利用施設)の融資条件
11	その他施設の融資条件
12	融資条件の優遇措置
13	協調融資制度
14	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
15	代理貸付の受託金融機関一覧
16	団体信用生命保険特約制度

都道府県名	金融機関名(順不同)							
都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	北空知信用金庫
	日高信用金庫	渡島信用金庫	道南うみ街信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫
	釧路信用金庫	大地みらい信用金庫	北見信用金庫	網走信用金庫	遠軽信用金庫			
青森県	青森みちのく銀行	東奥信用金庫	青い森信用金庫					
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	花巻信用金庫	岩手県医師信用組合
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	宮城第一信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫		
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫					
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	山形県医師信用組合	
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	郡山信用金庫	白河信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫
	二本松信用金庫	福島信用金庫	いわき信用組合					
茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合				
栃木県	足利銀行	栃木銀行	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	大田原信用金庫			
群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫
	しのめ信用金庫	群馬県医師信用組合						
埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合		
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫
	君津信用組合							
東京都	きらぼし銀行	SBI新生銀行	東日本銀行	東京スター銀行	朝日信用金庫	さわやか信用金庫	東京シティ信用金庫	芝信用金庫
	東京東信用金庫	亀有信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫	西武信用金庫	昭和信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫
	瀧野川信用金庫	巣鴨信用金庫	多摩信用金庫					
神奈川県	横浜銀行	神奈川銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫
	中栄信用金庫	神奈川県医師信用組合	神奈川県歯科医師信用組合					
新潟県	第四北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	新潟縣信用組合		
富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	にいかわ信用金庫	水見伏木信用金庫	富山県医師信用組合
石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	はくさん信用金庫	興能信用金庫	石川県医師信用組合		
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	敦賀信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合		
山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	都留信用組合				
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	長野県信用組合							
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	八幡信用金庫
	岐阜商工信用組合	岐阜県医師信用組合						
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか焼津信用金庫	静岡信用金庫	浜松いわた信用金庫	沼津信用金庫
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合		
愛知県	あいち銀行	名古屋銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫	知多信用金庫
	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	尾西信用金庫	中日信用金庫	東春信用金庫
	愛知県医療信用組合	愛知県医師信用組合						
三重県	三十三銀行	百五銀行	津信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫			
滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合			
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫				
大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	永和信用金庫	北おおさか信用金庫	大阪府医師信用組合
	但馬銀行	みなと銀行	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	尼崎信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫
兵庫県	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫県信用組合	淡陽信用組合	
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫				
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合					
鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	米子信用金庫	倉吉信用金庫				
島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫				
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	吉備信用金庫	
広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島県信用組合		
山口県	山口銀行	西京銀行	西中国信用金庫					
徳島県	阿波銀行	徳島大正銀行	徳島信用金庫					
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫				
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	東予信用金庫				
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫	高知信用金庫				
福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡中央銀行	福岡ひびき信用金庫	大川信用金庫	遠賀信用金庫
	福岡県医師信用組合							
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	佐賀県医師信用組合			
長崎県	十八親和銀行	長崎銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合				
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	熊本県医師信用組合		
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合			
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	高鍋信用金庫					
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島県医師信用組合		
合計	330 機関							

※受託金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）をご覧ください。

16 団体信用生命保険特約制度

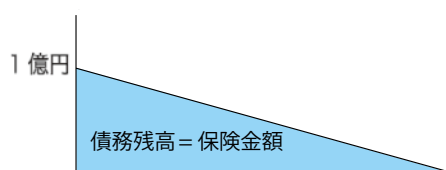
●「団体信用生命保険特約制度」のご案内

団体信用生命保険特約制度とは独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から融資を受けた方が、その債務を全額返済しないうちに、死亡又は所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、「試験センター」という。）が生命保険会社から受け取る保険金で、借入金の残額を機構に弁済するものです。この保険制度は任意加入となります。

【融資期間に合わせた負担で、大きな安心】

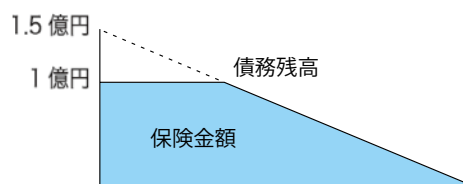
- ご融資額、ご融資期間だけを対象とする保険ですので、特約料は無駄がありません。つまり返済が進めば特約料も少なくなっていくします。
- 機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は法人の連帯保証人だけが加入できる掛け捨ての団体保険です。
- 最高保障額は1人あたり通算で1億円までです。

（例）〈借入額が1億円以内の場合〉



☆債務残高と保険金額が等しくなります。

〈借入額が1億円を超える場合〉



☆当初1億円まで保障し、それ以降債務残高が1億円以下になれば債務残高と保険金額が等しくなります。債務残高の減少に応じて保険金額が少なくなります。

【ご加入の手続きは簡単】

- ① 機構の顧客業務課までご連絡ください。
 - ② 機構よりお客様まで申込書類をお送りいたします。
 - ③ お客様より試験センターまで申込書類のご郵送をお願いいたします。
- ※ 融資残高 5,000 万円超のお客様及び告知内容によっては診断書のご提出が必要となります。

●機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は法人の連帯保証人のうち、次の要件を満たしている方がご利用できます。

- ① 借入額または未償還元金が500万円以上であること
- ② 保障開始日現在、満20歳以上満66歳未満であること
- ③ 融資実行日（契約日）までに生命保険会社の加入の承諾があること
- ④ 以下の連帯保証人の加入資格を満たしていること
 - ・ 債務者である法人で常時使用する従業員（非常勤職員を除く）の数が医療法人は300人以下、医療法人以外の法人は100人以下であること
 - ・ 賦払債務者である法人の業務執行について代表権を有する者（定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る）であること（2人以上いる場合にはそのうち1人のみとする）

< Q & A >

Q1. 団体信用生命保険特約制度と一般の生命保険とどこが違うのですか？

A1. 一般の生命保険は、ご家族の生活安定や老後のためのものですが、この団体信用生命保険特約制度は、ご遺族の方に債務を残さないためのものです。

Q2. 病気があったら加入できないのですか？

A2. 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。「団体信用生命保険申込書兼告知書」のご記入内容により加入の可否を決定することになりますので、ありのまま正確にご記入ください。なお、告知内容によっては、医師の診断書を提出していただくことになります。

詳細については、【団体信用生命保険特約制度】のご案内をご確認下さい。

お問い合わせ先

独立行政法人 福祉医療機構
顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939

（保険契約者）

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 団体信用生命保険担当

TEL：03-3486-7511

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資
制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
代理貸付の
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

融資の相談窓口

● 直接貸付

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、施設の開設地などによって次のとおりとなります。

●施設の開設地が東日本のお客さま

(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)

本部 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

●施設の開設地が西日本のお客さま

(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)

大阪支店 医療審査課 融資相談係

●施設の開設地が沖縄県のお客さま

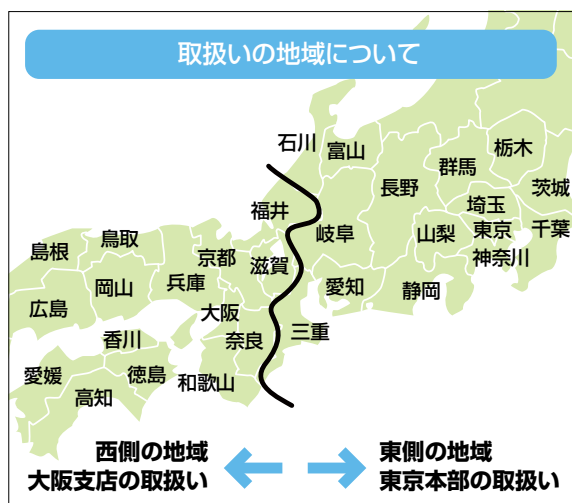
沖縄振興開発金融公庫

TEL (098) 941-1765

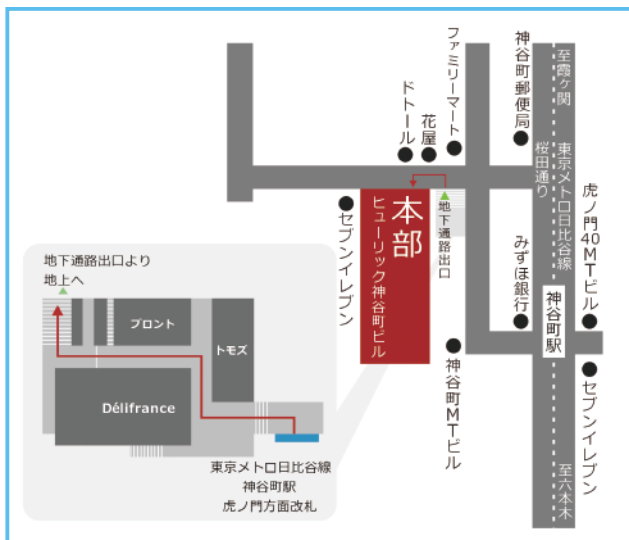
※沖縄県は「沖縄振興開発金融公庫」が相談窓口となります。

※代理貸付については P5 を参照してください。

※福祉関連施設に対する融資については、別途「2025年度 福祉貸付事業 融資のご案内」をご用意しています。



本部案内図



本部

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13 (ヒューリック神谷町ビル9階)

◎福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

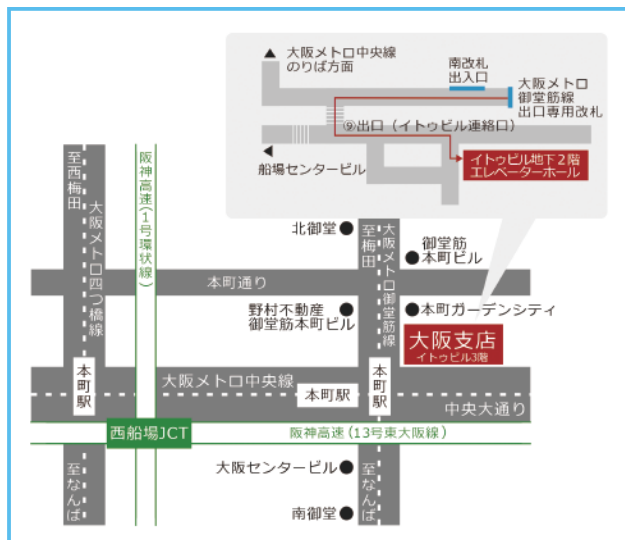
TEL (03) 3438-9937

FAX (03) 3438-0583

地下鉄：東京メトロ日比谷線神谷町駅 (虎ノ門方面改札)
より徒歩3分

J R：新橋駅または浜松町駅よりタクシー約10分

大阪支店案内図



大阪支店

〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町3-6-14 (イトウビル3階)

◎医療審査課 融資相談係

TEL (06) 6252-0219

FAX (06) 6252-0240

地下鉄：大阪メトロ御堂筋線・中央線本町駅下車徒歩3分
(イトウビル連絡口方面9番出口)

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス
<https://www.wam.go.jp/hp>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

70

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用